

第四十六回国会 建設委員會議議録 第二二二号

昭和三十一年二月六日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君

理事木村 守江君 理事瀬戸山三男君

理事福永 一臣君 理事岡本 隆一君

理事兒玉 末男君 理事山中日露史君

逢澤 寛君 天野 光晴君

稻村左近四郎君 正示啓次郎君

根本龍太郎君 服部 安司君

堀内 一雄君 堀川 恭平君

松澤 雄藏君 井谷 正吉君

金丸 徳重君 西宮 弘君

原 茂君 山崎 始男君

玉置 一徳君 吉田 賢一君

出席國務大臣

建設 大臣 河野 一郎君

出席政府委員

建設事務官 平井 學君

(大臣官房長)

建設事務官 町田 充君

(計画局長)

建設事務官 鶴海良一郎君

(都市局長)

建設事務官 前田 光嘉君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門員 熊本 政晴君

二月三日

日本住宅公団法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

首都高速道路公団法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二二二号)

第一類第十二号 建設委員會議議録第二二二号 昭和三十一年二月六日

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)建設行政の基本施策に関する件

○丹羽委員長 これより會議を開きます。去る一月二十九日付託されました内閣提出の首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、及び二月三日付託されました内閣提出の日本住宅公団法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案
首都高速道路公団法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第四項中「第一項の」を削る。

第十條第一項中「五人」を「七人」に改める。
第十一條第二項中「一人」を「三人」に改める。

第十六條第一項中「一人」を「三人」に改める。
第十九條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、理事長又は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができる。

第三十七條第四項中「債券の債権者」の下に「及び公団に対して資金の

貸付けをしている国際復興開発銀行」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。
8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社へ委託することができる。

9 外資に関する法律(昭和二十五年法律第百六十三号)第三條に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三條の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第三十八條の二中「債券に係る債務」の下に「(次項の規定により保証することができず債務を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。
2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

第四十一條第二項中「第四條第一項」の下に「又は第四項」を加える。
第五十條第一号中及び第六項を「第六項及び第八項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、首都高速道路公団法第十條第一項、第十一條第二項及び第十六條第一項の改正規定並びに次項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月内において政令で定める日から施行する。
2 この法律による首都高速道路公団法第十條第一項の改正に伴い新たに任命される管理委員会の委員の任期は、同法第十二條第一項本文の規定にかかわらず、その任命の際現在に在任する他の委員の任期が終了する日までとする。

3 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八法律第百六号)の一部を次のように改正する。
「又は日本電信電話公社」を「日本電信電話公社又は首都高速道路公団」に、「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十二條第一項」を「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十二條第一項又は首都高速道路公団法(昭和三十一年法律第百三十三号)第三十七條第一項」に改める。

理由

首都高速道路公団が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護及び借入契約に基づいて外貨で支払わなければならない債務に対する政府の保証に関する規定を整備するとともに、首都高速道路公団の管理委員会の委員の定数を増加し、監事に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案
日本住宅公団法等の一部を改正する法律案

(日本住宅公団法の一部改正)
第一条 日本住宅公団法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第八号中「住宅債券」の下に「特別住宅債券」を加える。
第二十一條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、総裁又は総裁を通じて建設大臣に意見を提出することができる。

第三十二條第二項中「前条第二号」を「前条第一号の住宅又は同条第二号」に、「日本住宅公団宅地債券」を「特別住宅債券又は日本住宅公団宅

地債券に、「当該宅地」を「当該住宅又は当該宅地」に改める。

第四十九条第二項を次のように改める。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十一条第一号の住宅又は同条第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

第四十九条第五項中「宅地債券」を「特別住宅債券若しくは宅地債券」に改め、同条第七項及び第九項中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第五十一条中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

第五十二条中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第六十一条第一項第四号中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「設立の」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

第二十七條の三第一項中「第三十五條の二第二項の規定による特

別の定め」を「別定の定め」に改める。

「第十七條第四項の規定による貸付金に係る土地を譲り受けること」に改める。

第四十九条第二号中「から第三項まで」を削る。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理由

日本住宅公団が特別住宅債券を発行することができるものとし、かつ、その債券を引き受けた者に対して、住宅の譲受人の選定の際に特別の取扱いをするものとし、日本住宅公団及び住宅金融公庫の監事に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

また現在、首都高速道路公団には管理委員会が置かれ、五人の委員が任命されており、そのうち二名は出資した地方公共団体の長の推薦に基づくものとされており、新たに、羽田一横浜線の着工に伴い、出資する地方公共団体がふえますので、委員の定数もふやす必要が生じてまいりました。

また、監事の職務権限につきまして、規定を整備する必要があると認められます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由でございますが、次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れるに伴い、同銀行は、首都高速道路債券の債権者と同様に一般の先取特権に次ぐ優先弁済権を有することになりました。

第二に、公団は、同銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基づいて債権を引き渡す必要があるときは、その発行事務を外国の銀行または信託会社に委託することができることになりました。

第三に、公団が同銀行に引き渡した債券を外国投資家が譲り受けた場合における外国向けの元利金の支払い及びその受領について、外資に関する法律の特例措置を定めることといたしました。

第四に、公団が同銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基づき外貨で支払わなければならない債務につきまして、政府が保証することができるといたしました。

第五に、この借り入れ金の借り入れ契約に基づいて公団が発行する債券の

利子に対します所得税を免除するものといたしました。

第六に、管理委員会の委員を二人増員して七人とし、そのうち、出資した地方公共団体の長の推薦にかかる委員二人とありますのを三人といたしました。

第七に、監事は、監査の結果に基づき必要と認めるときは、理事長または理事長を通じて建設大臣に意見を提出できるものといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

続いて、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

ただいま議題になりました日本住宅公団法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

改正の第一は、日本住宅公団が特別住宅債券を発行することができることといたしましたこととあります。今日の住宅事情の改善のためには、低廉かつ良質な住宅の供給を増大することが必要であります。このため日本住宅公団の分譲住宅の建設資金の拡充をはかり、かたがた住宅需要者の住宅購入資金の積み立てを奨励するため、宅地債券制度と同様に、住宅購入資金の積み立ての制度を設けることとした次第であります。

このような考えに基づきまして、日本住宅公団は、建設大臣の認可を受けて特別住宅債券を発行することができることとし、この特別住宅債券を引き受けた者に対しては、公団が建設した住宅の分譲にあたり特別の取り扱いをすることとし、それに伴い所要の規定を整備いたしましたのであります。

改正の第二は、日本住宅公団及び住宅金融公庫の監事は、他の公団等の例に従い、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁または總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるものといたしましたこととあります。

改正の第三は、住宅金融公庫の登記事項についての簡素化をはかることといたしましたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○丹羽委員長 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○丹羽委員長 建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

昭和三十九年度建設省関係予算等について、各局長から補足説明を聴取いたします。本日は都合により、計画局関係について説明を聴取することとし、その他については次会に譲ります。町田計画局長。

○町田計画局長 昭和三十九年度の計画局関係の予算について概要を御説明いたします。資料は前会にお配りしてございます。昭和三十九年度予算説明書でございます。

昭和三十九年度におきます計画局所管の予算総額は一億七千八百四十四万四千円でございます。これを昭和三十八年度に比較いたしますと二千九万二

千円の増でございまして、率で申ししますと一二・七％の増で、全額行政府費でございます。

これらの経費のうちのおもなものを御説明申し上げますと、第一は宅地及び公共用地対策の推進のために必要な経費でございまして、これが八百四十二万七千円、昨年に比しまして六百三十二万五千円の増でございまして、これは現下の深刻な宅地問題に対処するため、宅地に関する諸制度の整備につきまして宅地制度審議会で種々検討をいただいておるわけでございまして、そういった調査検討をさらに促進するということのほかに、昨年御審議をいただきました不動産の鑑定評価に関する法律がよい四月一日から施行になりますので、この法律に基づきます鑑定士の試験あるいは鑑定業者の登録というような事務を処理いたします経費、それから東京、大阪その他の市街地の近郊で最近非常に宅地化が進展しておるといふようなところを代表的に地点を選定いたしましたので、そういった鑑定士によります地価を公示する、そして一般大衆に、あるべき適正な地価といふものはこの程度のものであるということを知らせるといふことのために地価調査を行なうことになっておりますが、そういった事業に必要な経費、それからさらに公共用地の取得に伴いまして、たとえば農道のつけかえであるとか、あるいは市町村道のつけかえであるとか、水路のつけかえであるとかいふような問題が派生的に出てまいるわけでございまして、個人に対する補償ではなしに、そういった部落あるいは村落、集落に対します公共的ないわゆる公共補償ということが

用地取得上の一つの大きな問題になっておりますので、そういった公共補償をどういふふうに対処したいかというふうなことにございまして、公共用地審議会でも検討をいただいて、ある程度の基準を作成する、そういった経費が予算に計上されたわけでございまして、

第二番目の事項は、拠点都市の建設計画調査に必要な経費でございまして、九百八十七万二千円、これは新産業都市あるいは地方開発都市といった今後開発の拠点となるべき都市につきまして、理想的な市街地の形成、町づくりということのために基本的な調査をいたしまして、マスタープランを作成するといった経費でございまして、すでに新産業都市につきましては、ここ数年來そういった調査を進めてまいっておるわけでございまして、これが今後正式に決定いたしました暁におきまして、地元から提出される建設基本計画といふものとの調整の上で、私どもは十分に活用したいと考えておるわけでございまして、新産業都市についてはさらに補足的な調査、それから今後開発されるべき地方開発都市、大規模、中規模の地方開発都市が考えられるわけであります、そういった開発都市の開発整備のために必要なマスタープランを作成する経費でございまして、

それから第三番目の項目といたしましては、国土計画、地方計画の確立推進に必要な経費として三千四百五十九万四、前年度より千六百万円の増でございまして、これはいわば国土の開発、地域の開発に当然必要な土地、水、交通といった三つの要素につきまして必要な調査を行ないたい、こういった経費でございまして、水については申し上げますと、重要水系につきまして、水の賦存量はどのくらいあるか、需要量はどのくらいあるかといった基本的な調査、それから交通の問題といたしましては、おもなブロックにつきまして、物資の流動状況あるいは輸送機関別、旅客あるいは貨物について、どういう輸送機関でどういう地点からどういう方向へ物資が流動しているかというふうな交通体系の調査、それから土地利用図の作成、一定の地域につきまして、それが畑として、あるいは水田として、あるいは宅地としてどういふふうに現在利用されているかという、土地利用に関します基本的な図面を作成したい、こういった経費でございまして、さらに具体的な大規模な施設計画といましては、日本横断運河あるいは富士川から東京に水を持ってまいります富士川導水計画、そういったものにつきまして必要な調査を実施したい、こういった経費でございまして、

第四番目は、産業開発青年隊事業に必要な経費でございまして、三十九年度五千八百二十三万九千円でございます、前年度より三百四十二万一千円の増でございまして、これにはほかに官庁営繕費といたしまして、前年度二千五百万に對しまして、明年度二千八百五十七万四千円という経費が計上されております、これは御承知のとおり、最近の建設事業量の増大あるいは海外諸国に対する建設協力というふうな要請に対処いたしまして、かつはまた青少年対策の一環といたしまして、勤きつつ学ぶというふうな意味合いで青年の技術教育に当たっておるわけでございまして、

でございますが、明年度におきましては、さらに地方におきます地方隊の運営についての補助を積極的に実施してまいりたい、さらには中央で行なっておりますところの中央訓練所の訓練の充実、施設の整備拡充をはかつてまいりたい、こういった経費でございまして、

第五番目は、建設技術の研究助成に必要な経費でございまして、これは前年度と同額の二千一百万円が計上されておるわけでございまして、これは所管事業に係る研究を対しまして必要なテーマ、研究費、こういったものを指定をいたしまして助成を行ないたい、こういった経費でございまして、

以上申し上げましたのが計画局所管の予算のおもなものでございまして、そのほかに所管行政にかかわる調査、統計のための経費として約三千二百万円、それから建設業法を所管いたしまして建設業に対する基本的な助成監督を行なっておるわけでございまして、それに必要な経費として五百二十九万八千円が計上されておるわけでございまして、

以上、計画局所管の予算の概要について御説明申し上げた次第でございまして、

○丹羽委員長 次会は来たる二月十二日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十五分散会

昭和三十九年二月十日印刷

昭和三十九年二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局